

令和6年度臨時PTA総会【集団登校の見直しについて】議事録

日時：2024年11月29日（金）19:00～

1 PTA 会長・校長挨拶

- ・働き方改革についての説明

2 集団登校見直しの経緯（教頭）

- ・利点と難点について

3 議長選出（小島）

4 臨時総会開催についての説明

- ・臨時 PTA 総会の目的（会長）
- ・アンケート結果についての報告
- ・継続の場合の説明⇒新たに部を設け地区別活動を行う

5 各種説明

- ・事前アンケートの結果説明（会長）
- ・問題点に対する改善案について（会長）

6 議案について（小島）

◆ 参加者からの意見

質問：4月以降は集団登校の在り方についてはどうするのか？

回答：各地区にて4月以降には各班に集団登校を行うかどうかはゆだねる。

質問：「班で集団登校を行わない」という事になった場合にはやりたい時にはどうすればよいか？

答え：集団登校を行っている班に参加する。

質問：集団登校を行わなかった場合には他校でのトラブルはあったのか？

答え：登校の確認ができない。保護者の見守りが必要。現状集団登校を行っている学校はほぼない。

質問：集団登校を廃止した場合には地域の方に見守りはしてもらえるのか？

地域：教員は昔に比べて仕事が多く大変そう 集団登校の業務を教員に託すのではなく、集団登校を廃止して児童に責任を持たせ自立の心を育てるのにはいい機会なので。

質問：集団登校に時間を取られているとはどう言うことなのか？

答え：班の編成、確認。運営上のトラブル解消など。

教務主任：大変な理由 班編成に関して総会後に地区別集会にてトラブルあり。安全面に関

してマチコミにての遅刻の児童に関して確認ができるので安心できるのでは？遅刻への対応は正確に行えている。登校班にて連絡手段が取れていない班がある。

質問：登校班が廃止された場合には回覧板にて文書の配布は行われているのか？

質問：登校班が行われた場合のどこが対応を行うのか？

答え：トラブルがあった場合には班ごとに対応してもらうしかないのかも。

決定した場合には問題が発生した場合には保護者間で対応してもらう。今後の議題として執行部として話し合いを行う。

質問：集団登校を行うにあたっては班同士でできてない班もある。ルールを決めてできない家庭は班をぬけてもらう。

答え：執行部でも考えたが結論として班ごとに集まって話し合いが必要。

地域：集団登校を継続する場合は保護者間で管理を行いやってみてはどうか？

質問：数年前まで親子会があったがなくなったことで学校管理となって、元々保護者間でやっていたことなので継続した場合にでもできるのでは？だが、連絡手段がないことは困るためルール決めが必要。連絡方法は今後の課題となる。

7 採決 継続 14人 ◎

否継続 8人

8 今後について

※ 12月16日 班編成・部長決定 → ※延期 この結果を受けて執行部にて検討

9 閉会